

都立小中学校における特別支援教室について 都立中等教育学校(前期課程)

新しい環境が苦手みたいだから、学校生活になじめるか心配だな・・・

文字を速く書くのが苦手みたいだから、授業のスピードについていけるか心配だな・・・

自分の気持ちをコントロールしたり発信したりするのが苦手なのよね・・・



お子さんの成長や発達が少し気になったら・・・

東京都では、「特別支援教室」の制度を導入し、支援の体制を整えています。
その概要を御案内します！

■ 特別支援教室により期待される効果

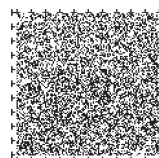
巡回指導教員が、児童・生徒の在籍校で特別な指導を実施することで、以下の効果が期待できます。

- ・発達障害のある児童・生徒に対する早期からの適切な支援が可能となる。
- ・児童・生徒の学習能力の向上や在籍学級における集団適応能力の伸長が図られる。
- ・児童・生徒が将来の自己イメージを持ち、進路や将来を見据えた展望を持てるようになる。
- ・教職員や保護者が指導の内容を知る機会が増え、理解が図られる。

■ 発達障害教育の充実には保護者の理解が重要です！！

発達障害のある児童・生徒一人一人の学習上又は生活上の困難を改善するためには、特別支援教室での特別な指導だけでなく、在籍学級や家庭と連携した継続的な指導が重要です。

このため、保護者の皆様にも特別支援教室について理解を深めていただき、教職員と連携して、発達障害教育の充実を図っていくことが大切です。



特別支援教室の概要

特別支援教室の目的

発達障害のある児童・生徒のうち、特別な指導を必要とする児童・生徒について、特別支援教室で指導を受けることで、児童・生徒の学習上又は生活上の困難を改善・克服し、可能な限り多くの時間、在籍学級で他の児童・生徒と共に有意義な学校生活を送ることができるようになることです。

特別支援教室の対象となる児童・生徒

- ・通常の学級に在籍している児童・生徒
- ・知的障害がなく、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害がある児童・生徒
- ・通常の学級での学習におおむね参加でき、一部、特別な指導を必要とする児童・生徒

自閉症

円滑な人間関係が築けない、周囲の人が考えていることの推測が苦手等の発達の偏りが見られ、一部特別な指導を必要とする児童・生徒

情緒障害

主として心理的な要因による選択性かん黙（※）等があるもので、一部特別な指導を必要とする児童・生徒

学習障害（LD）

聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難があり、一部特別な指導を必要とする児童・生徒

注意欠陥多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな不注意や衝動性、多動性の状態等があり、一部特別な指導を必要とする児童・生徒

※選択性かん黙とは、心理的な要因により、特定の状況（例えば、家族や慣れた人以外の人に対して、あるいは家庭の外など）で音声や言葉を出せず、学習等に支障がある状態を言います。

Q 自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害があれば全員対象になりますか？

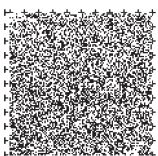
A 障害がある場合でも、在籍学級での指導方法の工夫や配慮により、在籍学級で充実した生活を送ることができる児童・生徒もいます。また、特別支援教室での指導は、在籍学級での授業の一部を抜けて受けることとなるため、障害の程度や在籍学級等での状況を考慮の上、特別支援教室での指導が必要かを十分に検討し、保護者と合意した上で決定する必要があります。

＜在籍学級における支援の例＞

- ・黒板周辺の掲示物等を減らし視覚からの刺激が少なくなるような環境の整備
- ・書くことが苦手な児童・生徒へのデジタル機器を活用した授業作り
- ・児童・生徒に対する指示の出し方や言葉かけの工夫

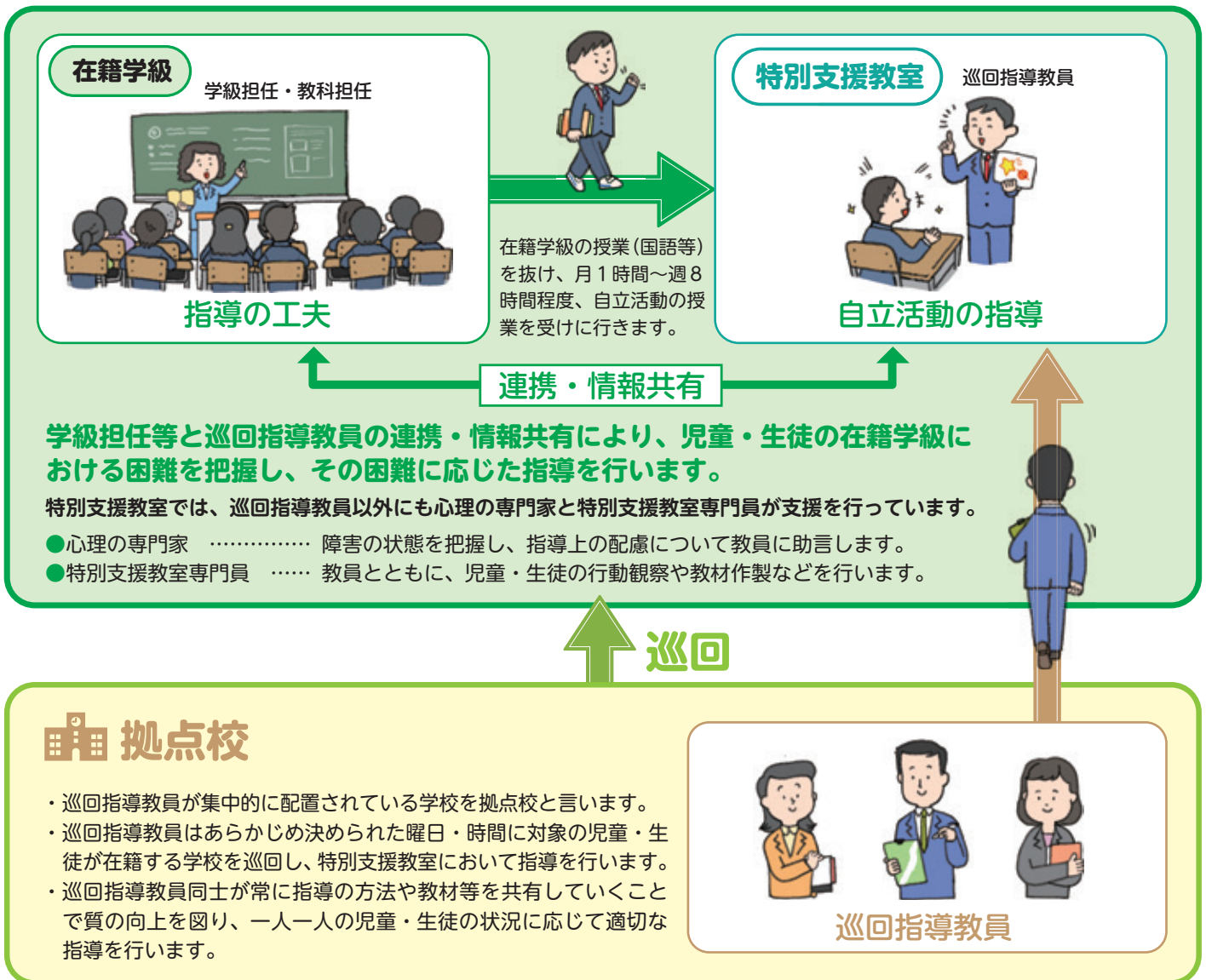
Q なぜ知的障害のない児童・生徒が対象なのですか？

A 知的障害のある児童・生徒に対する学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な指導は、生活に結びつく実際の・具体的な内容を継続して指導することが必要です。そのため、一定の時間のみ取り出して指導を行うことにはなじまないことから、特別支援教室の対象としておりません。（文部科学省編著「障害に応じた通級による指導の手引」より）



特別支援教室での指導・支援

各学校の指導・支援体制



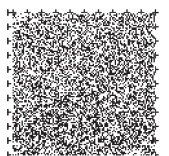
指導内容

特別支援教室では、児童・生徒一人一人の障害の状態や発達の段階等に応じた指導目標を設定して、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導（自立活動）を行います。児童・生徒の指導目標が達成された場合、特別支援教室を退室します。

なお、特別支援教室では、教科の予習・補習や在籍学級での学習の遅れを取り戻すための指導は行いません。

<指導内容例>

- クラスで学習したり卒業後の進路を考えたりする上で、不安を感じている児童・生徒に対して、自分の得意なことや苦手なことを理解することで、自分に合った学習方法を身に付けるようにします。
- 場面や相手に応じた挨拶や言葉づかいが苦手な児童・生徒に対して、友達同士の会話や地域の方との会話など、様々な場面を想定した表現の練習を重ねることで、適切な表現や言葉遣いを身に付けられるようにします。
- 先の見えない不安感から授業に集中できない児童・生徒に対して、あらかじめ学習の流れや内容・時間を目に見える形で示すことで、見通しをもった行動ができるようにします。



特別支援教室の指導開始までの流れ

入学後、学級担任等に御相談ください。指導・支援の必要性や在籍学級での課題等を踏まえ、東京都教育委員会の判定委員会において指導の開始を決定します。

なお、入室に当たっては、発達検査（）を受けていただく必要があります。



新版 K 式発達検査や WISC-IV 知能検査など、発達の状況等を測る標準化された各種検査のことです。発達検査は、児童・生徒の得意な部分と苦手な部分に分かるほか、その児童・生徒にとってより良い支援の手がかりを得ることができるものであり、特別支援教室への入室検討だけでなく、在籍学級等での支援の方針や指導内容検討のためにも活用されます。



学級担任のほか、以下の教職員が参加し、在籍学級における指導や支援の内容、校内支援体制及び関係機関との連携などについて協議を重ねます。

- ◆校長・副校長 ◆養護教諭 ◆特別支援教育コーディネーター
- ◆スクールカウンセラー など

児童・生徒の在籍学級での状況や必要とする支援の程度等を踏まえ、特別支援教室において一部特別な指導が必要と思われると判断した場合、東京都教育委員会に申請します。

※校内委員会での協議を踏まえ、児童・生徒や保護者の意向を確認し、合意が得られた場合に申請を行います。

申請

東京都教育委員会における判定委員会

在籍学級における状況、障害や必要とする支援の程度を踏まえ、在籍学級から離れて指導を行うことに伴う児童・生徒の負担などについて総合的に勘案した上で、児童・生徒にとって適切な指導体制を判断します。

在籍学級での学級担任等による
指導方法の工夫や配慮の実施

特別支援教室での指導

